

**軽度・中等度難聴児の補聴器
購入費等を助成します**

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用または修理に係る費用の一部を助成します。

助成対象児童

- ① 次に掲げる要件の全てを満たす18歳未満の難聴児
- ② 半田市に住所を有していること。
- ③ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付の対象とならないこと。
- ④ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると、医師により判断された者であること。
- ⑤ 対象児童の属する世帯員のうち、いずれの者も、助成金の交付申請を行う月の属する年度（4月～6月は前年度）における市町村民税所得割の額が46万円以上ないこと。
- ⑥ 対象児童が他制度により補聴器購入費等に係る費用の助成を受けていないこと。

助成額

次の表に定める補聴器一台当たりの価格に3分の2を乗じて得た額を上限とする。

※申請は、購入前にすること。
※医師意見書の取得等に係る費用は、利用者負担とする。

※新規購入の場合は、同一型式の補聴器につき1回に限り助成する。

名称	一台当たりの価格(円)	付属品
高度難聴用ポケット型	34,200	電池、イヤモールド
高度難聴用耳かけ型	43,900	
重度難聴用ポケット型	55,800	
重度難聴用耳かけ型	67,300	
耳あな型(レディメイド)	87,000	電池
耳あな型(オーダーメイド)	137,000	
骨導式ポケット型	70,100	電池、骨導レシーバー、ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	120,000	電池、平面レンズ

申請に必要なもの

- ① 医師意見書
 - ② 学校長の意見書（FM受信機を購入する場合に限る）
 - ③ 補装具業者（市の登録事業者（※市ホームページ参照）に限る）が作成した見積書
 - ④ 助成対象児童の属する世帯全員の市町村民税額を確認することができ書類（市外からの転入の場合など）
 - ⑤ 印鑑
- 問い合わせ**
子育て支援課 ☎0657

**多重債務により国民健康保険税の支払いでお困りの方へ
弁護士による「無料多重債務相談」を実施します**

愛知県国保連が国民健康保険税などの滞納者を対象に、弁護士による無料多重債務相談を実施しています。借金の整理を始め、破産や再生に関する疑問など、借金に関することなら何でも相談してください

相談日時（事前予約制）

毎月第3水曜日
14時～18時（一人30分程度）

月日(曜)
6月19日(水)
7月17日(水)
8月21日(水)
9月18日(水)
10月16日(水)
11月20日(水)
12月18日(水)
令和2年1月15日(水)
2月19日(水)
3月18日(水)

場所

収納課（市役所1階）

申込み・問い合わせ

事前予約が必要です。収納課（☎0624）へお申し込みください。

※相談内容の秘密は厳守します。ただし、実際に債務整理をする場合は、家族の理解や協力がないと困難です。

借金の問題を相談してください

「返済額が減少する」「お金が戻ってくる」ことがあります

消費者金融からの借入期間が長い場合は、既に返済が終わっている可能性もあります。また、払い過ぎたお金の返還を消費者金融に対して求めることができます。

国民健康保険証は大切に

消費者金融やクレジットカードの返済で、国民健康保険税の支払いが滞っていませんか。国民健康保険税を長期間滞納すると、国民健康保険証が利用できなくなります。お一人で悩む必要はありません。お早目に法律相談をご利用ください。

